

令和7年度事業計画書

公益財団法人日本海事センターは、海事社会の中核的な公益法人として海事に関する調査研究活動の実施、国際会議への参加、フォーラム・セミナー等の開催、海事図書館の運営、海事関係公益活動の支援等に取り組むとともに、新たな知見や整理・分析された情報を適時に発信し、もって海洋国家たる我が国の経済社会の発展と国民生活の安定向上に寄与していくことを目指している。

本年度は、海事社会のニーズを的確に把握し、産官学の関係者との連携・協働の下、調査研究・政策提言を実施するとともに、積極的に国際会議に参加して内外の関係機関と連携協力し、調査研究成果を発信していく。また、海事図書館運営の充実と利便性向上、さらに海事関係公益活動の支援事業等に積極的に取り組んでいく。

一方、昨今の経済環境の変化により活動に要する経費が上昇している現状に鑑み、当センターにおける充実した公益事業の推進と事業運営の持続性の確保を両立させることが必要不可欠である。

このため、当センター全体の人的・資金的なリソースを考え、メリハリをつけた事業展開とともに良好な職場環境の推進、職員の処遇の適正化を行い、引き続き、運用収入など収益事業を主とする収入の一層の確保と適正な人員配置など経費の効率的使用を行う。

I. 調査研究・政策提言事業（公益目的事業1）

1. 海事産業が抱える主要課題への対応

(1) 海事産業の競争力の強化等

新設した海事産業委員会において、海事産業が抱える諸課題の解決と我が国を代表する基幹産業としてのさらなる成長に向けて、港湾機能を含めた全般にわたる対策についての議論を集中的に行うとともに、令和7年度中を目途にとりまとめ、政策提言を行う。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 米国の政権交代などますます大きな変化が見込まれる国際情勢・世界経済の中で、海事産業の競争力強化に向けた海外の政策動向について調査を行う。

(イ) 諸外国における海運税制や環境対応に係る海運企業及び造船・船用工業への支援策などの海運強化策について、イコールフットィング化の視点から調査を行うとともに、海外の主要な海運会社の財務状況についての調査も行う。

(ウ) 海事産業強化法の進捗状況について情報収集を行う。

(エ) 内航海運については、海事産業委員会での議論を受けた検討の場を関係団体と共同で設置し、検討を深める。

(2) 国際海運の脱炭素化への対応

気候変動に対する世界的な関心が高まっており、地球規模での対策が求められている。国際海運においても、国際的な環境規制等について国際海事機関（IMO）において議論が進んでおり、我が国においても外航海運の国際競争力強化に資する取組が必要である。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) IMO で議論が行われている GHG 排出削減対策に関する調査を行い、環境問題委員会において当センターから政策提言を行う。

(イ) 欧州連合域内排出量取引制度（EU-ETS）、令和 7 年 1 月から開始される船舶燃料 GHG 強度規制（Fuel EU Maritime）など国際海運の脱炭素化に関する政策について調査を行う。

(ウ) 世界的な海運と港湾の連携による「グリーン海運回廊」の新たな構築の動向等に関する調査を行う。

(3) 海事イノベーションの推進と新たな市場への進出

近年、IoT・AI 技術等の活用により遠隔操縦が可能となる自動・自律運航船の実用化に向けた取組が進むなど、海難防止や船員労働環境の改善に向けた取組が進んでいる。このような海事イノベーションの推進に向けた取組は、海事分野の変革のみならず国際物流の構造改革にもつながってきている。さらに、再生可能エネルギーの中核と見込まれる洋上風力発電をはじめ海洋開発市場は海運企業にとって重要な市場ととらえられ、今後の取組が期待されている。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 自動運航船に関する事故時の民事責任を中心として、従来の「自動運航船の民事責任に関する研究会」に自動運航船の開発・運航関係者を委員に追加して本年 2 月に設置した「自動運航船の民事責任に関する検討会」において事故発生時の責任に関するルールの在り方について検討を行うとともに、IMO での今後の審議を踏まえ、IMO 法律問題委員会で IMO での議論に向けた対処方針等の検討を行う。

なお、大学教授及び海事弁護士で構成された従前の「自動運航船の民事責任に関する研究会」については、今後現行法体系との整合性の確認や法体系の見

直しが必要な論点が生じた場合に備えて存続させるとともに、必要な論点に関する検討を深める。

(イ) ブロックチェーン技術を利用した貿易書類の電子化・データ共有化など、国際物流の円滑化・インターモーダルの効率化に影響を与えている貿易関連のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に関し、関連した法整備等ルール策定の状況を含めて調査を行う。

(ウ) 洋上風力発電事業に対する我が国海事産業の進出を背景に、これまで調査研究を行ってきた付近を航行する船舶との調整、作業員輸送、浮体式洋上風力の沖合展開、安全水域制度、海底送電線の保護制度に関する法政策上の課題をはじめ、邦船社等のニーズを踏まえ、各種法政策上の課題に関する国内外の動向等について必要な調査を行う。

上記の調査結果に応じて必要があれば、関係当局・団体への情報提供・協力、関係当局への政策提言を行う。

(4) 海事人材の確保・育成

海事産業は我が国にとって必要不可欠な基盤であり、それを支える人的基盤をより充実させ、強化することは極めて重要である。特に、船舶を運航する船員をはじめとする海事人材は、海事イノベーションの加速化、GX・DXの推進、さらには洋上風力発電といった新たな海事産業分野への進出等に不可欠であり、長期的な視野に立った計画的な確保・育成等の取組が必要である。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 諸外国における海事人材の育成・教育制度について調査を行う（令和3年度から5年間で12ヶ国・地域を対象予定）。

(イ) インドの船員教育機関（機関承認校）に関する調査を行う。

(ウ) 諸外国における船舶料理士制度に関する調査を行う。

以上の調査結果については、海事人材問題委員会に報告し、今後の国の政策展開等に貢献する。

また、海事人材問題委員会においては、「第35回海事立国フォーラム in 東京2025」の議論を踏まえ、①求められる海事人材像、②どのようにして海事人材を確保するか、③どのように海事人材を育成していくか、について議論を行っていく。

(5) 海事クラスターの動向の把握と集積によるクラスター効果の発揮

海事産業は、中核となる海運企業や造船業・船用工業をはじめ、それ以外の海事産業や隣接産業とともに、産業群としての海事クラスターを形成し、総体として我が国の社会経済の重要な一角を担っている。

海事産業の集積は、港湾機能の充実と相まって、各地域において相乗的に経済活性化や雇用創出といった重要な機能を発揮しており、海事産業の基盤強化、ひいては我が国が海事立国として飛躍していくためには、港湾と一体となって海事クラスターの集積効果をますます発揮させていくことが不可欠である。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 各県における海事クラスターに関してヒアリング調査、文献調査、経済分析を行い、海事クラスターの概況、経済効果・雇用創出の付加価値等について報告書を取りまとめる（令和 2 年度開始。令和 2、3 年度は愛媛、令和 4 年度は広島、令和 5 年度は長崎、令和 6 年度は熊本。令和 7 年度は岡山を予定。）。

また、海事産業が集積していると考えられる他地域や諸外国についても、必要に応じ調査を行う。

(イ) 海事産業委員会において、海事産業の集積と港湾との連携によるクラスター効果の発揮方策等について議論を行う。

(6) 船舶による油濁損害等への賠償及び補償への対応

油濁損害等発生時の被害者の保護や海上輸送の健全な発達のため、タンカー等については船舶所有者等の責任を定めた国際条約及び石油会社等の荷主による基金の創設を定めた国際条約に基づき、賠償及び補償を行う国際的な制度が確立されている。

一方、タンカー等以外の船舶の事故によって生じる燃料油汚染損害が船舶所有者等の責任制限限度額を超える事案が発生しているほか、有害危険物質（HNS）の輸送に係る汚染・爆発等の事故についても油濁事故の場合と同様の賠償及び補償制度を規定した国際条約が採択されている。

我が国としては、船舶の事故による油濁等の損害への賠償及び補償に関する国際的な議論の進展に対して引き続き的確に対応していく必要がある。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) IMO 法律委員会、同委員会が設置する作業部会やコレスポnden グループで提起される様々な課題に関する審議事項について、IMO 法律問題委員会で対処方針等の審議対応を行う。

(イ) タンカー等の油濁事故の賠償・補償をめぐる国際的課題に対応するため、IOPCF92 年基金総会等での審議事項について、油濁問題委員会で対処方針等の審議対応を行う。令和 7 年度は、4 月及び 11 月に IOPCF の会合が予定され

ている。

(ウ) 2010年 HNS 条約検討委員会において、2010年 HNS 議定書の発効に向けた動向や諸外国の国内担保法等に関する情報収集結果の報告を行う。

(7) IMO、IOPCF 等における国際ルール策定への貢献

我が国の外航海運企業は、世界をリードするトップランナーとして、世界に先駆けて意欲的な取り組みを目指しており、外航海運がますます発展していくためには、国際的な規制・枠組みが我が国にとって最適なものであることが不可欠であり、国際ルールの策定については世界を主導する役割を果たしていくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 海運問題研究会・個別委員会等の場において、IMO、IOPCF 等での議論に向けた対処方針の策定等に対し全面的なサポートを行う。

(イ) IMO、IOPCF 等における議論に適切に対応するため、内外の関係機関との情報交換等を通じて国内外の海事・物流政策等の動向に関する調査及び把握・分析を行う。

2. 海事産業を取り巻く環境変化への対応

(1) 我が国の経済安全保障を担う日本商船隊の安定的な国際海上輸送の確保

海運は我が国の国民生活・経済を支える上で大きな役割を担っており、安定的な海上輸送の確保は極めて重要である。中でも、日本籍船は、非常時に国民生活を維持するための物資輸送を担うという点で、我が国の経済安全保障の中核を担っている。このため、日本籍船を中心とした日本商船隊の安定的な国際海上輸送の確保は極めて重要な課題となっている。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) パナマ運河、スエズ運河など世界の海上輸送ルート上のチョークポイントや北極海航路などの海上輸送ルートに関して、近年の動向について把握するほか、航行制限による船舶への影響等について調査を行う。

(イ) 日本商船隊の安定的な輸送の確保に資する施策等について、海事産業委員会での議論に資する情報収集を行うとともに、安定的な海上輸送確保のための海外における政策動向に関する調査を行い、必要に応じて政策提言を行う。

(2) 国内外の海上輸送動向の把握・分析

国際海上コンテナの荷動き動向やサプライチェーンの強靱化、最適化に向けた取組等について荷主を中心に関心が高まっており、最新の動向や長期的な傾向等についての把握・分析と広く一般に向けた公表を定期的に行っていく必要がある。

また、国際海上コンテナ以外の海運・物流の最新動向等についても継続的に調査を行っていくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 北米航路をはじめとした世界の航路における国際海上コンテナの荷動き、運賃動向等について把握・分析を行い、主要データとともに毎月公表を行う。

(イ) 内外の関係機関との情報交換等を通じて国内外の海事・物流情報を積極的に情報収集し、分析を行う。

(3) グローバル・サプライチェーンの進展への対応

世界的な異常気象や港湾労使問題、パナマ運河の水不足問題のほか、国内では主を中心にグローバル・サプライチェーンの強靱化、最適化に向けた動きが加速しており、我が国海外航海運が国際競争力を向上し、ますます発展していくためには、港湾物流や内陸輸送を含めたグローバルな国際複合一貫輸送に関する動向を把握するとともに、様々な課題の解決に向けた中長期的な取組みを進めていく必要がある。

このため、主に以下の活動を行う。

(ア) 東アジア、ASEAN 地域と中央アジア・欧州地域との間のサプライチェーンの動向及びサプライチェーンを支える国際複合一貫輸送の動向に関する調査を行う。

(イ) グローバル・サプライチェーンの拡大・進展と変貌に対応した世界的な海運・港湾・鉄道等の連携によるグリーン化及びデジタル化の動向に関する調査を行い、必要に応じて政策提言を行う。

(ウ) 世界の物流との結び付きを強める東アジア物流の動向及び国内における国際物流をめぐる動向について情報収集を行う。また、韓国海洋水産開発院 (KMI)、高麗大学海上法研究センター (KUMLC) との間で東アジア物流ネットワーク、グローバル・サプライチェーンに関する情報交換を行う。

(エ) 日中航路、東南アジア域内航路等における国際海上コンテナの荷動き動向、運賃動向等について把握・分析を行う。

3. 調査研究の受託

当センターは、これまで長年にわたり IMO、IOPCF 等の会議に参加するととも

に海事に関する広い分野にわたり調査研究活動を行ってきており、海事に関する産官学の関係者とのネットワークを構築し、海事分野の諸問題に関する文献・データ等の情報源を有するとともに多くの知見を深めてきた。

このため、当センターの調査研究活動に関連すると思われる調査については、幅広くかつ積極的に国等からの受託に努めるとともに、当センターが蓄えてきた有益な知見を提供するなど、受託調査に適切に対応していく。

4. 調査研究成果の情報発信

- (1) 各種調査研究の成果について、ホームページ上に掲載し、検索・閲覧できるようにするほか、必要に応じ調査報告書としてとりまとめ、刊行する。また、海事図書館の活動を含めた直近のトピックスを中心に調査研究活動等を紹介するメールマガジンの配信と海の仕事に関する総合提供窓口であるポータルサイト「海の仕事.com」の管理・運営を継続する。さらに、昨年度に引き続き、事業成果をとりまとめた報告書「JMC REPORT 2024」を発行する。
- (2) 日本海事新聞「海事ウォッチャー」欄及び日刊 CARGO に、定期的に業界関係者向けの記事の寄稿を行うほか、学術誌、業界誌、一般誌などの定期刊行物等に対して、調査及び研究の成果について寄稿を行う。また、講演会、学会などの様々な機会を通じて、調査及び研究の成果を発表していく。

5. フォーラム、セミナー等の開催

調査研究活動は、社会ニーズを的確に把握しつつ実態に即した適切な内容にしていくことが重要であり、関係するステークホルダーと緊密に連携し合いながら進めていく必要がある。

特に、近年ますます複雑かつ高度化する諸課題の解決のためには、関係者が広く参加するセミナーを開催して、研究成果等を提供するとともに、関係者と課題を共有して解決に向けた検討をしていくことが効果的である。

また、研究成果については、フォーラム、セミナー等をはじめ多様な媒体を活用して広く発信していくことにより、海事関係者のみならず一般の方への関心を広げ、多くの関係者の理解を深めていく必要がある。

さらに、フォーラム、セミナー等で取り上げたテーマについては、共有された課題や今後の対策等について、その後の調査研究で取り上げて深掘りするなど、調査研究活動との有機的な連携を図っていくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

- (1) 海事に関する最新のトピックスをテーマとして、講演を通じた紹介等を行う「海事立国フォーラム」については、本年秋を目途に長崎県長崎市で、来年2月を目途に東京都内において開催する（対面・オンラインのハイブリッド開催を計

画)。

テーマについては、①長崎において「長崎の海事クラスター活性化への期待と今後の展望」(仮称)を、②東京において、海事産業委員会での議論を踏まえ、「海事産業の集積と港湾との連携によるクラスター効果の発揮方策」(仮称)を予定。

- (2) 日本海事センターが取組む調査研究課題を含め、海事に関する諸課題をテーマとして、討議等を通じて、課題の掘り下げ、取組状況の共有、課題解決に向けた提言等を話し合う「JMC 海事振興セミナー」を開催する。

本年 4 月 24 日に「グローバルサプライチェーンのグリーン化・デジタル化を目指して～シンガポール・韓国・中国・日本の取組みと海運・港湾の連携の強化～」をテーマとして第 12 回 JMC 海事振興セミナーを開催するほか、「アライアンス再編と第二次トランプ政権下における海上コンテナ輸送」(仮称)と「経済制裁と保険」をテーマとした開催を予定。

6. IMO 等の国際会議への参加と内外の関係機関との連携・協力

経済のグローバル化の進展等を踏まえ、我が国の海事産業はじめ海事社会が安定的かつ持続的な発展をしていくためには、IMO、IOPCF をはじめ、WMU (世界海事大学)などの海外の大学や諸外国のシンクタンク、さらには東アジア及び ASEAN 諸国における関係機関など海外の関係機関との連携・協力を着実に進めていくことが重要であり、国内の大学やシンクタンク、関係機関についても同様である。

特に、世界有数の海事産業を抱える我が国において、海事産業の国際競争力に直結しかねない国際ルールの策定等の議論を行う IMO 等の国際会議に積極的に参加していくことが重要である。

このため、主に以下の活動を行う。

- (1) IMO、IOPCF、ILO (国際労働機関)等の海事関係国際会議について、海運問題研究会・個別委員会の場での検討を踏まえ、政府代表団メンバーの一員として会議に参加する。その際、各国の代表団や海事関連非政府組織 (NGO) の発言内容等の情報収集を行い、我が国の国際活動に貢献する。
- (2) 海事関係の各種国際フォーラム等に積極的に参加し、諸外国関係者とのネットワーク構築、最新の海外動向の把握に努める。

令和 7 年 5 月に開催予定の 2025 年万国海法会東京国際会議に向けて、昨年度に引き続き準備活動を含め会議の成功に向け積極的に協力する。

- (3) IOPCF と共同で、本年 10 月を目途に早期に発効要件を満たすことが予想される 2010 年 HNS 条約 (危険・有害物質の賠償・補償に関する条約) の理解を深

めるための IOPCF との共催セミナーを東京都内で開催する予定であるほか、国際海事大学連合 (IAMU) 及び WMU と海事人材の教育向上に関する連携活動を実施する方向で調整を進める。

また、KMI、KUMLC 及び (一財) 運輸総合研究所との間での連携協定に基づく共同活動を推進する。

その他、海外の大学、シンクタンクその他の関係機関と積極的に連携し、海外の政策動向、海事・物流情報の収集や情報交換等を積極的に行う。

- (4) 国内の大学、シンクタンクその他の関係機関と積極的に連携し、情報交換を行うとともに、必要に応じて共同研究等の取組を進める。
- (5) 国内の大学等の教育機関に協力し、我が国の将来を担う若い世代の我が国の海事政策への理解の促進等に貢献する。

II. 海事図書館の管理、運営事業 (公益目的事業 2)

海事図書館は従来同様、海事関係者のみならず幅広い国民の方々に親しまれ、海事思想の普及、海事関係分野の理解増進に役立つ利便性の高い図書館として運営していく必要がある。

このため、主に以下の活動を行う。

- (1) 利用者が必要な情報や資料にアクセスしやすいように、サインの充実を図る。
- (2) 国立国会図書館が全国の図書館と協同で構築している「レファレンス協同データベース」に登録しているレファレンス事例について、事例数・内容等の充実を図り、当館ホームページからも検索可能であることを周知する。
- (3) 海事関係図書・資料の整備を図るとともに、利用者のニーズにそった蔵書の充実を図る。
- (4) 新刊情報、図書館の利用案内等について、X など SNS の活用を含め情報発信の充実を図る。
- (5) 劣化しやすい新聞を中心に、図書・資料のデジタル化を推進する。
- (6) 2、3階の書庫資料の利用を促進するため、8階閲覧室内で図書のテーマ展示を実施し、年に3~4回展示替えを行う。
- (7) 「利用者アンケート調査」を継続的に実施し、利用者のニーズを把握するとともに、資料・情報提供サービス等の向上を図る。

III. 海事関係公益活動支援事業 (公益目的事業 3)

海事関係公益活動支援事業は、補助金の交付を通じて、海事関係事業の総合的発展を図るというセンター機能を果たすための重要なツールであり、その効果的・効率的な使用は不可欠である。

このため、新燃料導入、自動運航船の開発、洋上風力発電の推進など海事分野の新しい動きへの的確な対応に加え、SNS やデジタルの活用など事業手法の今日的な見直しを行うとの基本的な考え方のもと、当センターとして、補助金内容について、不断の見直しを行う。特に、事業見直しのためのP D C Aサイクルの確立や補助団体を中心として事業の連携強化に重点的に取り組む。

令和7年度については、海事関係公益諸団体による海事法制、海事労働、航行安全、海事思想の普及及び水先人養成等の公益活動に対し、下記 17 団体合計 1,262,475 千円（令和6年度 18 団体 1,263,175 千円）の資金面の支援を行う。

海事広報について、従来より、補助金交付団体を含む多くの団体が独自の目的で取組んでおり、その連携の強化の必要性が指摘されているところである。国土交通省海事局において「海事人材の養成・就業拡大に向けた情報発信等の取組」を始め、海事広報のうち海事人材の確保を中心に、全体的な戦略を立案したうえで、海運会社・業界団体、海事関連団体など関係者が連携して取り組むこととされたため、当センターとしても、これに積極的に参加し取り組むよう、補助金交付団体に働きかけていく。

対象団体

- (公財) 日本船員雇用促進センター
- (公財) 海技教育財団
 - 船員災害防止協会
- (一財) 海技振興センター
- (公社) 日本海難防止協会
- (公財) 日本海事広報協会
- (公社) 日本海洋少年団連盟
- (公財) 日本海法会
- (公社) 東京湾海難防止協会
- (公社) 神戸海難防止研究会
- (公社) 西部海難防止協会
- (公社) 伊勢湾海難防止協会
- (公社) 日本海海難防止協会
- (公社) 瀬戸内海海上安全協会
- (公社) 日本水難救済会
- (公財) 海難審判・船舶事故調査協会

(公財) 海上保安協会

IV. 海事センタービルの管理、運営事業（収益事業1）

海事関係諸団体による公益事業展開の拠点としての役割を担う海事センタービルについて、その適切な管理及び合理的な改修計画の実施に努める。

なお、駐車場賃貸事業及び会議室賃貸事業については、外部事業紹介サービスを導入するなど効率的な運用を図り、収益性の向上に努める。

V. 融資事業（収益事業2）

海事関係諸団体に対し、当該団体が行う重要な施設又は設備の取得又は更新若しくは改良に要する資金の融資を行う。